資料－1「避難計画の成績表」

「避難計画の成績表」（島根県版）（1/6）　(2022.2.22)

避難に関する問題点		問題点評価項目	評価結果（~~鳥取~~ 島根県）
防災計画と避難計画	行政職員の対応	・原子力災害時における、行政職員の対応マニュアル及び手順書の作成はできていますか。	・対応マニュアル及び手順書は作成済みである。 ・（地域防災計画に公開されているのか）→公開していない。
	中国電力の役割分担	・避難計画において、事業者（中国電力）との役割分担の協議及び役割分担リストは作成できていますか。	・「緊急時対応」で整理されている。 具体的に「避難退域時検査場所」に1,300人程度動員。 ・その他は→事業者に対して県が口出しできない。
	被ばく線量管理	・避難におけるバス、福祉車両、タクシーの運転手の被ばく線量管理するためのマニュアル及び手順書の作成はできていますか。	・バス、タクシーに対するマニュアル、手順書は作成していないが、各事業者別に研修（毎年）資料に基づき行っている。研修資料は公開していない。
	緊急時防護	・緊急時防護業務従事者の被ばくに関する対応策の検討及びそのマニュアル、手順書の作成はできていますか。	・マニュアル、手順書は作成していない。・資機材の整備はしている装備品は揃っている。・退域時検査には研修で防護服の付け方、線量計の扱い方実施
	避難先（岡山県・広島県）の受け入れ態勢	・両県の各市町村が新型コロナウイルス感染症拡大対策を踏まえた「広域避難者受け入れマニュアル」を作成しているか否かの確認はできていますか。また、そのリストはできていますか。	・同マニュアルは作成してなくて、昨年度末に「コロナ対応マニュアル」（HP公開）を作成し対応している。
	〃	・両県の各市町村が新型コロナウイルス感染症拡大対策を実施した場合の避難者を受け入れるための避難所の数が足りているのか確認できていますか。また、そのリストはできていますか。	・リストは作成していない。・事故時に受入れ市町に連絡して避難所が使えるか否かの確認を行う。自然災害等で使用されてる可能性もあり報告を受ろ
	〃	・避難が長期化した場合の対応策の検討はできていますか。また、各々の避難所による事情があると思われるが、両県の各市町村の各避難所毎の対応策リストの作成はできていますか。	・「広域避難計画」に記載している。 ・仮設住宅等避難者のニーズを把握して対応する。（3ヵ月～6ヵ月くらい）
	〃	・内閣府は避難後の生活支援は「経済産業省」が担当すると回答しているが、避難が長期化した場合の生活支援対策について経済産業省との協議はできていますか。	・国が対応する。（責任を持ってやってもらう） ・具体的な対応策は経済産業省が行う。
	〃	・両県の各避難先における駐車場の必要面積は確保できていますか。また、各市町村の避難先毎の駐車場確保面積のリストの作成はできていますか。	・受入れ自治体の駐車台数のリストは作成済み。・基本的に避難所には車は置かないで避難経由所に駐車して避難所には車かバスで行く等の対応。
	〃	・両県の受け入れ市町村の人的リソースの不足が懸念されるが、両県各市町村の避難先毎の要員リストの作成はできていますか。	・避難先の自治体の人的要員リストの作成は、島根県ではなく各自治体である。（受入れマニュアルに基づいて対応してもらっている）
	〃	・両県の受け入れ市町村における避難に伴う負担についての協議・確認はできていますか。また、そのリストの作成はできていますか。	・島根県が負担する。

「避難計画の成績表」（島根県版）（2/6）

避難に関する問題点		問題点評価項目	評価結果
防災計画と避難計画	避難先（岡山県・広島県）の受け入れ態勢	・避難後の生活支障及び精神的被害に対する補償等を含めた具体的対応策の検討はできていますか。またこの検討について両県の各市町村の各避難所毎のリストの作成はできていますか。	・生活補償等の補償系については、一義的に事業者であり、県は範疇外である。
	〃	・避難先での生活が長期化した場合、仮設住宅等への移転について受け入れ先との協議・確認はできていますか。また協議・確認について両県の各市町村の各避難所毎のリストの作成はできていますか。	・きめ細やかな対応をしていくという、その時々でニーズが異なると思っているので、事前に取り決めるということはしていない。
	〃	・両県の受け入れ先施設（避難所）周辺の住民への説明について、受け入れ先との協議・確認はできていますか。また、協議・確認について各市町村の各避難所毎のリストの作成はできていますか。	・基本的に了解してもらっている 。・受入れ先の自治体とはH20年～H26年に広島県を通じて内閣府と一緒に訪問、打合せを行って了解を得ている。
段階的避難と屋内退避	避難方法	・住民に避難方法の事前周知をするためのガイドブックの作成はできていますか。	・広報誌「アトムの広場」の発行及び避難ルートについては避難ルートマップをウエブサイトに公開している。・松江市は見開き式のガイドブックを作成しているが、出雲市、安来市、雲南市は作成していないので、3市長会議で知事も必要であると言っていて統一したもので何かできないかと考えている。（鳥取県版が参考となる）　「松江市確認」・全
	〃	・上記のガイドブックは全戸（松江市内）配布できていますか。	
	避難完了確認	・PAZ（5km圏）圏内における避難完了確認あるいは救出にあたっての要員リストの作成はできていますか。また、そのガイドライン及び手順書の作成はできていますか。	「松江市対応」　・（県は状況確認）・メインは松江市の災害対策本部である。県は松江市から連絡してもらう立場であり県として対応するものではない。
	個別事情	・避難に関しては個別事情（家族が各々異なる場所に散在する場合、避難先が違う両親と同じ避難所にいきたい等）があるため、各々の個別事情をピックアップした事情に合った避難方法のガイドラインの作成はできています	「松江市確認」　・個別事情ははいろいろであり、事前に作成すべきものではないと思っているが。（パターンの参考事例集的資料が必要である）
	30km圏外	・30km圏外でも自主避難する住民が発生すると思われるが、その把握、移動に対する対処方法に関するガイドライン及び手順書の作成はできていますか。	「松江市確認」・30km圏外は防護措置を予め定めないので自主的に避難されても把握する手段なし・避難指示（屋内退避）が出たら国より連絡あり。
	自主残留	・個別の事情によりPAZ（5km圏）圏内でも自主残留を希望する住民が存在すると思われるが、その対処方法に関するガイドライン及び手順書の作成はできていますか。	「松江市対応」・自治体の範疇では対処できない場合は県から依頼し実働部隊（自衛隊、警察、消防）による対応が必要となる。
	住民側からの情報	・住民側からの情報を取得することに関する検討及び資料の作成はできていますか。	・「専用ダイヤル」がある。（相談窓口の設置）

「避難計画の成績表」（島根県版）（3/6）

避難に関する問題点		問題点評価項目	評価結果
段階的避難と屋内退避	屋内退避	・UPZ（5～30km圏）の防護措置をまず屋内退避としている理由を説明するための資料の作成はできていますか。また、それは全戸（松江市内）配布されていますか。	・県は広報誌「アトムの広場」に防護措置の記載をしている。（発行は四半期毎、ウエブ上でバックナンバーも見られる）
	〃	・地震により家のカワラが落ちて雨漏りし、屋内退避による被ばくが懸念されるがその対処方法に関するガイドライン及び手順書の作成はできていますか。	「松江市確認」　・複合災害時の対応で避難所が開設されるのでそちらに避難して貰う。　・避難所は各自治体（松江市）に確認する。
避難行動要支援者の避難対策	病院等の入院患者	・各病院等の入院患者の避難に必要な福祉車両の必要台数及び医療スタッフの必要人数は確保されていますか。また、それらについて各病院毎のリストは作成できていますか。	「（県）健康福祉部確認」・健康福祉部がガイドラインを示して各病院毎に避難計画の作成をお願いしている。ただ計画の提出は求めていない
	福祉施設の入所者	・各社会福祉施設の入所者の避難に必要な福祉車両の必要台数及び医療スタッフの必要人数は確保されていますか。また、それらについて各施設毎のリストは作成できていますか。	「（県）健康福祉部確認」 ・高齢者施設、障害者施設（通所含む）についても、上記の病院の場合と同様な対応である。
	在宅の要支援者	・在宅の避難行動要支援者のリストは作成できているとは思いますが、各自、一人一人について誰がどのような手段で支援して避難するのかのリストは作成できていますか。	「松江市確認」 ・松江市においては個別避難計画を作成していて個別に確認されていると聞いている。
	PAZの要支援者	・PAZの要支援者は屋内退避となっているが屋内退避を維持するためのスタッフ、食料、医療品などの物資供給計画、避難に関する場合の体制整備ができていますか。これらのマニュアル及び手順書の作成はできています	「松江市対応」・松江市が責任を持って対応する。・健康福祉部のひな形に基づき各施設ごとにガイドラインの作成を行う。（計画の提出確認は）
	バスの必要台数	・避難に必要なバスの必要台数は確保されていると思いますが、中国5県の各バス協会毎のバス確保台数のリストは作成できていますか。	・バスの保有台数は確認している。 ・毎年、各バス協会と協議を行っている。
	バスの配置計画	・バスの必要台数は確保されているが、病院、社会福祉施設、在宅と広範囲におけるバスの配置計画が必要となるが、輸送業務の協力要請時の手続きを含めた広域配置に関するマニュアル及び手順書の作成はできています	・松江市を含む4市よりバスの必要台数の報告を受けるようになっている。確保台数は各協会の報告を受けてマッチングして必要台数をそこに配車する
	運転手の放射線防護	・バス、福祉車両の運転手の放射線防護に当たっては、被ばく線量限度を1ミリシーベルト以下としているが、運転手が理解できるようなガイドブックの作成ができていますか。また、それを各運転手に周知できていますか。	・各バス協会に募集をかけて、研修会の中で周知している。　・1ミリシーベルト/年を超える状況の場合には、バス派遣の要請はしない。

「避難計画の成績表」（島根県版）（4/6）

避難に関する問題点		問題点評価項目	評価結果
	運転手の放射線防護	・バス、福祉車両の運転手の放射線防護は、被ばく線量限度を1ミリシーベルト以下としているが、被ばく線量の測定はどの段階、どのようにして、誰が実施するのか等を含めた、マニュアル及び手順書の作成はできています	・個人線量計で測定する。 ・線量計の使い方等は研修にて行っている。
複合災害時の対応	橋梁の耐震性	・地震により松江市内の耐震性の低い橋が落ちる可能性が高く、避難計画の全体ストーリーが崩れる可能性があり、慎重な検討を行う必要がある。地震規模と耐震性について橋梁調査資料に基づき、各橋梁毎の耐震危険度判定を行う必要があり、その判定結果リストの作成はできていますか。	「(県)土木部確認」・「松江市確認」 ・土木部へ確認する。 ・「つなぐ道プラン2020」において耐震性の低い橋についても計画的に改修していくということで耐震化を行っていく。(県管理橋梁) ・松江市へ確認する。 ・市道橋梁については松江市へ確認する。
	土砂災害	・地震により代替避難ルートを含めた複数の避難ルート上で、土砂崩落等の土砂災害が発生する危険性が高いが、全ての避難ルート区間における「土砂災害危険個所」を明示し住民に伝えるような資料の作成はできています	・「土砂災害危険個所」は、法的に建物がある地域が対象であり対象外である。 ・避難ルート上の土砂崩落等の危険個所の資料は作成していない。
	複合災害時避難	・近年、気候変動による自然災害が多発しているが、地震と原子力災害が発生した場合、台風や大雪と原子力災害が発生した場合の、各々の避難の方法について住民が理解しやすいガイドブックの作成はできていますか。また、それを全戸(松江市内)配布できていますか。	「(県)防災|危機管理課確認」 ・「アトムの広場」で複合災害時の対応について記したことはあるが、確認できていない。 ・(鳥取県では一般災害時における被害想定のシミュレーションを実施しているが島根県は行っていないのか) → 地域防災計画の災害編で行っているのか確認が必要である。
	避難ルートの変更	・代替避難ルートも含め複数の避難ルートの全てが使用できない場合に、新規避難ルートへの切り替え変更時の住民への早期周知方法の検討はできていますか。また、メール等だけでなく紙ベースでの周知はできていますか。	・ルートマップ(スマホ・パソコン)を作成している。 ・周知については、紙ベースでなく各メディアを通じて周知を図る。
	除雪時の放射線防護	・豪雪時における除雪の委託業者との放射線防護体制は、バス、福祉車両の運転手と同様に線量限度を1ミリシーベルト、線量測定等も同等として実施するに当たり、マニュアル及び手順書の作成はできていますか。	・除雪の委託は、各県土整備事務所にお願いしているので、そちらで対応してもらう。
避難退域時検査	渋滞予想	・一斉避難など多数の車両が集中した場合には、相当の渋滞が予想されるが、その渋滞対処方法に関するマニュアル及び手順書の作成はできていますか。	・1台当たり30秒で対応できる。(ゲート型モニターで訓練実施にて確認)
	汚染検査	・スクリーニング(汚染検査)した結果、被ばくが判明した人を受け入れる病院は各検査場所毎に事前に決めてありますか。また、これに関するマニュアル及び手順書の作成はできていますか。	・基準値を超えた場合の受入れ病院は決めている。(災害対策本部)

「避難計画の成績表」（島根県版）（5/6）

避難に関する問題点		問題点評価項目	評価結果
安定ヨウ素剤	安定ヨウ素剤の配布	・安定ヨウ素剤の存在を知らない人もいますので、安定ヨウ素剤の配布状況や配布体制について住民が理解できるようなガイドブックの作成はできていますか。また、それを全戸（松江市内）配布できていますか。	「（県）医療政策課確認」 ・医療政策課が担当している。　・リーフレットを配布している。（ヨウ素剤の配布・服用について）
	安定ヨウ素剤の服用	・安定ヨウ素剤は、服用の時期によってその効果が大きく左右されるため適切なタイミングで服用することが求められていますが、そのことを広く住民に伝えるパンフレットの作成及び全戸（松江市内）配布はできていますか。	同上
	ヨウ素剤の配布要員	・UPZ（5～30km圏）内の住民に対して安定ヨウ素剤を配布するにあたり、各地区毎の要員リストの作成はできていますか。	「松江市確認」 ・基礎自治体（松江市）が対応する。
	配布者の被ばく	・上記、ヨウ素剤の配布にあたり、配布者の被ばく管理のガイドライン及び手順書の作成はできていますか。	「松江市確認」 ・基礎自治体（松江市）が対応する。
モニタリングポスト	放射線状況	・緊急時における放射線量の状況をいち早く住民に知らせるための、マニュアル及び手順書の作成はできていますか。	・国のホームページで公開されている。
	放射線被ばく	・緊急時業務従事者の被ばくに関する対応策の検討はできていますか。また、それを実施するにあたり、マニュアル及び手順書の作成はできていますか。	・整備済みである。
基本事項	防災計画の責任	・原子力規制委員会の田中俊一前委員長は「あくまでも地域住民に対する防災計画の責任は市町村長や知事にある」としていますが、その認識ができていますか。	・認識した上で防災計画を策定している。
	地域防災計画	・地域防災計画は、原子力防災会議に報告され了承されているが、そのプロセスは地域防災計画等の策定と実施に対する国の支援の一環であり、地域防災計画の審査ではないことを認識できていますか。	・防災計画の実効性を高めるために、今後も取り組みを行う。

「避難計画の成績表」（島根県版）（6/6）

避難に関する問題点		問題点評価項目	評価結果
避難退域時検査	住民への周知	・スクリーニングについてですが、除染を受けることができるのは基準値を超過した場合です。以下なら、除染を受けないままで通過することになります。除染を受けなかった人は、「基準値以下」なのであって、「放射性物質が付着していない」ことを保証するものではありません。そのことを住民に周知していますか。	・説明を行い、基準値以上なので除染しますと言うことは言わせていただきます。
	避難所到着時の検査	・余計な被ばくを避けることと、避難所に放射性物質を持ち込まないことを徹底するために避難所到着時における対策を策定していますか。（手順書も含む）	・避難所到着時には、検査は行わないことにしています。
被ばく線量	個人の被ばく線量の把握と通知	・事故発生から避難の過程で、一人一人がどれだけ被ばくしているのかを把握するのは、後になって健康被害が生じた時の因果関係を確認するのに重要な証拠となります。それは賠償請求に欠かせません。その被ばく線量の把握を推定に頼るのではなく、できるだけ実態を把握できるような対策が欠かせません。個人の被ばく線量を把握及び通知するために、どのような対策をとっていますか。	・こちらの方で被ばく状況を調べるのは、避難退域時検査の時であり、その後、避難した後にどんな検査をされるのか国の方でされるのか、わからない。健康障害が起きないように何かされればホールボディカウンター等を使ってされるのか。これは福島事故以降、実際に様々な計画に基づいて避難され、私の方で一概に言えない。 ・島根県はホールボディカウンターは持っている。

島根県原子力安全顧問会議「避難対策小会議」における顧問の意見及び島根県の対応　(1/13)【2022. 5. 15】

顧　問	顧問の意見及び指摘事項	島根県の対応	問題点(by山本)
テーマ及び検討項目	テーマ(1)「防災計画と避難計画」	1)避難計画も原子力規制委員会が審査すべきではないか。	
片桐顧問	1)避難の対応自体はやはり住民の安全を確保するための活動対応であろうということが大前提で住民に近いところの県の活動、役割っていうのは大きいかなというふうに思います。 2)この質問が一般の方から出るっていうことを考えるとやっぱり何かに不安があると感じます。	・我々の防災の仕事で言いますと住民をいかにして安全な形で住民の安全・生命・身体をいかに安全な状態にしていくかと、こういった視点が県として求められるというふうには思ってはおります。 原子力災害時の避難計画は地域の実情を熟知している自治体と、専門的な知見を持つ国が一体となって策定していますので、国が避難計画を法的に認可することは適当ではないと考えます。	1)顧問の指摘にもあるように、この質問が一般の方から出るっていうことは何かの不安のあらわれであり、県としてしっかり考える必要がある。これは、島根県が策定した避難計画は、あくまでも原子力防災の専門家でもない県職員が国の指針に基づき作成したものであり、計画の実効性が担保されていないのではないかとの疑問から生じるものであり、県にしっかり説明してもらう必要がある。
関谷顧問	1)県の計画に対して審査云々というよりは県のほうだけを審査するっていうふうなスキームには現在ないのかなというふうに理解しています。		
野口顧問	1)当事者が自らのことを審査するのはスキームとして難しいと思う。ただこの問題提起というのはもう一つ裏の問いがあって、なぜ県民の方がこういうことを言い出すかということを県庁としてはしっかり考えなくてはいけなくて、恐らくこれは何らかの不安の表れである。		
テーマ及び検討項目	テーマ(1)「防災計画と避難計画」	2)避難計画の実効性はどのように確認するのか。	
片桐顧問	1)災害として置かれている状況は一様ではないことを考えると実際に計画では定めていたけどそれが本当に前に進むのかどうかというようなまさに複合災害時の時の混乱を考えればあまり実効性、実効性ということで目標を定めてこれをクリアーすればオーケーなんだというような事の考え方自体ははいかがなものかなというふうに感じています。	・避難対策の実効性については計画に必要な内容が盛り込まれているか、もう一つ避難が計画どおりに実行できるかという2つの面があると考えている。　訓練は実効性を確認するための一つの手段であると考えているが今まで訓練のための訓練になっていた。野口顧問指摘の「住民の避難訓練あれは行政が住民を避難させるための行政訓練にしかなっていない」は、今後の訓練に生かしていきたい。 3顧問の先生から頂いた意見、いずれも参考になるなというふうに聞いておりますが、やはりもう少し整理をさせて頂いて、しっかりとそうしたことも踏まえながら対応というのは考えて行きたいなというふうに思っております。	1)野口顧問いわく「行政の業務の視点で原子力災害を考えているフレームを見直す必要がある」である。その典型的なものが、左記に記している「住民の避難訓練あれは行政が住民を避難させるための行政訓練にしかなっていない」であり、県は今後の訓練に生かしていきたいとしているが、どのように変わっていくのかチェック・確認が必要である。顧問が言われるように、最終的には県民を守るために今、何を確認し、何をチェックし、何を改善しなきゃいけないかっていうことをきちっと整理する必要がある。
関谷顧問	1)やっぱり防災としては出来るだけのことをして、住民を避難させて被ばくを減らすっていうふうなところをまずは力点を置くべきなのでそこのところが担保されてるかどうかっていう基本を忘れないっていうようなところが重要であると思います。		
野口顧問	1)最終的には県民を守るために今、何を確認し、何をチェックし、何を改善しなきゃいけないかっていうことをきちっと県が整理してそれを訓練にどう盛り込むかこれは訓練技術になりますけど、そういうふうな実際の県の防災力と訓練というのを有機的にくっつけて行く仕組みを島根県で作られることを強く希望します。		

島根県原子力安全顧問会議「避難対策小会議」における顧問の意見及び島根県の対応　(2/13)

顧　問	顧問の意見及び指摘事項	島根県の対応	問題点
テーマ及び検討項目	テーマ(1)「防災計画と避難計画」	3)避難計画の実効性は数字で表すべきではないか。	
片桐顧問	1)数値化する意味自体あんまりないのではないか。 2)災害対応の一番重要な部分はやっぱり本部で意思決定がきちんとできるのかどうか、そこがやっぱり一番根幹にあろうかなと思います。	・恐らく点数にはできないという認識では我々もいるんですけど野口顧問が言われた「第1回目の会議で言った島根県のこういう原子力防災避難計画を改善するためのフレームの問題なので」等を踏まえて対応を考えて行きたい。	1)片桐顧問は、令和元年度の国との合同で行われたオフサイトセンター運営訓練の評価員をされていて、災害対応の一番重要な部分はやっぱり本部で意思決定がきちんとできるのかどうか、そこがやっぱり一番根幹であるとされている。
関谷顧問	1)基本的には防災においてこういう数値化っていうのは難しいのではないかと思ってます。		
野口顧問	1)二人の顧問と同じ意見です。 2)今の避難計画とか原子力防災の状況を県民に理解してもらうのに頑張ってますじゃ済まないので、そのための何か数値化というのはあるかも。行政当局自体が自分たちのところがどこが強くてどこが弱いかを明確にするために何らかの評価付けするという考え方はあるかも。		
テーマ及び検討項目	テーマ(1)「防災計画と避難計画」	4)オフサイトセンターと災害対策本部の機能分担は明確に整理されているのか。	
片桐顧問	1)この問題は、前回もお話をさせていただいたことで重要な課題と考えており特にまさに複合災害対応時の対応の在り方って本当に原点に戻って考えてみることが必要である。やっぱり県の災害対策本部に全体が集約されて行くのが自然の姿かなというふうに考えます。	・令和元年度、国との合同でオフサイトセンター運営訓練を実施し、各評価員より下記の評価項目が上がっている。1)警戒事態以降、関係機関から職員が参集するがその要員を統制する人がいなくて、ほとんどの班員は特段の活動を行っていなかった。 2)体制の見直しについても検討する必要がある。 3)オフサイト広報班では具体的な活動が見られず訓練の状況確認のみであった。 上記事項を踏まえてオフサイトセンターについて法令またはガイドラインに国が設置や運営主体であることを明記するとともに機能班に配属される各職員の役割を明確にするよう要望を行っているところであり、今後も引き続き国に対して求めていく考えである。	1)本事項は避難計画の根幹をなすものであり、左記のオフサイトセンター運営訓練における評価員の評価項目結果を踏まえ、各顧問が指摘されるとおりオフサイトセンターと災害対策本部との関係においては、島根県が一番安全に安心して活動できるように県の災害対策本部に全体が集約されていくのが自然の姿である。そのためにはオフサイトセンターの役割について改めて整理し、引き続き国に役割を明確にするように強く求めていく必要がある。今後、国との協議の進捗状況のチェック、確認が必要である。
関谷顧問	1)基本的には島根県が中心に対応していくわけなのでオフサイトセンターの役割っていうのはここに書いてあるとおりで、改めて整理する必要があると思います。引き続き国に役割を明確にするっていうふうなことをはっきりさせていくってことは、私は県の立場としては重要かなと思います。		
野口顧問	1)今までの仕組みに関しては国がいろんな方式を決めてそれを受けて県が検討を始めて、その結果を受けて市町村が自分たちのやることを考えるっていう上意下達の連鎖になっている。大事なことは何をやると島根県が一番安全に安心して活動ができるかということに尽きる。 2)国、県、市町村、誰かがうまく行かなかった時にどうカバーするのかという総合力が本当の危機管理の問題なのでそこをどうやって作っていくか。少なくとも島根県では国が言い出すのを待つという姿勢はやめていただきたい		

島根県原子力安全顧問会議「避難対策小会議」における顧問の意見及び島根県の対応　(3/13)

顧　問	顧問の意見及び指摘事項	島根県の対応	問題点
テーマ及び検討項目	テーマ(1)「防災計画と避難計画」	5)原子力災害時に行政職員が対応するためにどのような取り組みを行っているのか。	
片桐顧問	1)複合災害を考えた時には相当普段から頭の体操をしても、実は状況というものは個々に違うと思いますんでそういうイレギュラーな状況に如何に対応できるかがやっぱり鍵になるかなというふうに思ってて、そこはやっぱり県の災害対策本部の中核になる部分である。	・島根県におきましては、平成29年10月に島根県原子力災害業務継続計画というものを策定をしております。この業務継続計画におきましては、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態といった段階ごとに県が行うべき業務、それから動員体制、こういったものを定めております。 県の職員数ですけれども、警察と県立学校を除きます3，660人、このうち約2割の職員につきましては出勤できないと計画上想定しまして出勤可能な職員数が3，128人となります。	1)島根県原子力災害業務継続計画の策定はしているが、原子力災害時における行政職員としての対応等についての認識がされているのか甚だ疑問である。本計画は全職員での対応が求められているものであり計画の説明を含めた研修会等を定期的に実施し、長期継続が求められる。 片桐顧問は言っています。「複合災害を考えた時には相当普段から頭の体操をしても、実は状況というものは個々に違うと思いますんでそういうイレギュラーな状況に如何に対応でかがやっぱり鍵になるかなというふうに思っています。」
関谷顧問	1)この行政職員が対応するための取り組みっていうのは、それぞれの行政職員の能力っていうのもありますけれども、その事前の準備っていうふうなところが非常に重要だと思います。		
野口顧問	1)県の答えの中には今、県庁の職員としてできていないことが書いてない。やっていることしか書いてないので何ができてないということをどういうふうに自分たちが評価してるかが分からない。次につなげるたにはやっぱりやっていないことをしっかり自分たちで把握して、次、どうするかということを整理する絶好のチャンスなので実行して欲しい。		
テーマ及び検討項目	テーマ(1)「防災計画と避難計画」	6)原子力災害時の資機材はどのように整備を行っているのか	
片桐顧問	1)資機材の整備の紹介なんで特にはないんですが、例えば避難退域時検査の要員は事業者のやるべきところもあり、そういう関係者がじゃあ、指示があってどこに集結して、どういう機材をそれぞれが持って対応に当たるのかというような、これは訓練なんです。出動訓練できちんと確認する必要がある。	・島根県では平成29年12月に、島根県原子力防災資機材整備・管理計画を策定しています。ここでは業務ごとの整備水準をそろえて、防災業務従事者の安全確保に係る資機材などは共通の考え方の下、計画的に整備を行い整備された資機材については緊急時に確実に資機材を配備できる保管場所を方向別に数か所確保しており、機器の校正等を行うなどして適切に管理しております。	1)資機材の整備は計画に基づき行われているが、片桐顧問いわく、「例えば避難退域時検査の要員は事業者のやるべきところもあり、そういう関係者がじゃあ、指示があってどこに集結して、どういう機材をそれぞれが持って対応に当たるのかというような、これは訓練なんです。出動訓練できちんと確認する必要がある。」
関谷顧問	1)人が対応するので人がどれだけ対応できるかっていうこともセットでやって考えていただきたいと思います。		
野口顧問	1)資機材の整備に当たっては、必要なものをきちっと整理してその中で優先順位をつけて必要なものから買っていくという資機材調達も含めて、防災の最適化の中できちっと計画的にやっていただきたい。		

島根県原子力安全顧問会議「避難対策小会議」における顧問の意見及び島根県の対応　(4/13)

顧　問	顧問の意見及び指摘事項	島根県の対応	問題点
テーマ及び検討項目	テーマ(1)「防災計画と避難計画」	7)緊急時モニタリングの実施体制はどうなっているのか。	
片桐顧問	1)防護措置としての避難とか一時移転の判断のためにモニタリング体制としてこういうハードウエアの設置なりデータの強化っていうのは現場が整ってきているのは事実かと思います。	1)モニタリングポストによる測定体制は警戒事態発生以降、施設敷地緊急事態より前の段階では島根県がモニタリング本部を設置してあらかじめ計画を策定している島根県の緊急時モニタリング計画に基づき測定を行う。その後、施設敷地緊急事態に進展した時からは国において緊急時モニタリング計画に基づくモニタリングが行われる。	1)施設敷地緊急事態より前の段階では島根県の緊急時モニタリング計画に基づき測定を行い、施設敷地緊急事態に進展した時からは国において緊急時モニタリング計画に基づくモニタリングが行わるが、この県から国への緊急時モニタリングの切り替えるタイミングにおいてのトラブル発生(国、県、市との情報共有トラブル)の可能性が高いと思われるので注意が必要である。　2)野口顧問いわく「モニタリングを活用した防災が非常に有効な場合と、必ずしもそうでない場合があるということも県としては整理しておく必要がある。」
関谷顧問	1)片桐顧問に全く同意です。		
野口顧問	1)モニタリングを活用した防災が非常に有効な場合と、必ずしもそうでない場合があるということも県としては整理しておいていただきたい。恐らく住民の人たちとか、恐らく防災関係者もそうだけど、本当に知りたいのはこれから1時間後、2時間後にどうなるかっていうことである。今の体制で非常によくできることと、実は把握できないこと、言えること言えないことっていう整理はやっぱりされたほうがよいと思います。		
テーマ及び検討項目	テーマ(1)「防災計画と避難計画」	8)緊急時モニタリングの結果の公表の仕方はどうなっているのか。	
片桐顧問	1)基本的には、放射線のレベルだけが着目されているが、しかし実は一般の方は放射性物質があるということを気にされると思います。放射性物質の濃度をどうきちんと押さえてそれをどういうふうに情報として分かりやすく理解をしていただけるように説明していくのかというのが重要である。	1)伝え方につきましては、野口顧問から頂きましたように色で示す工夫ですとか分かりやすい形での情報伝達のあり方につきましては今後の課題として検討してまいります。	1)片桐顧問いわく「一般の方は放射性物質があるということを気にされると思います。放射性物質の濃度をどうきちんと押さえてそれをどういうふうに情報として分かりやすく理解をして頂けるように説明していくのかが重要であり検討する必要がある。」　2)野口顧問いわく「ホームページに出してますって言うけど、高齢者の人たちとか技術弱者の人たちにホームページにあるから見られますっていうのは、若干乱暴かなという気がしますね。」
関谷顧問	1)やっぱり情報を伝えるに関して、住民が不安になっているのできちんと説明するのが重要である。		
野口顧問	1)ホームページに出してますって言うけど、高齢者の人たちとか技術弱者の人たちにホームページにあるから見られますっていうのは、若干乱暴かなという気がしますね。		

島根県原子力安全顧問会議「避難対策小会議」における顧問の意見及び島根県の対応　（5/13）

顧　問	顧問の意見及び指摘事項	島根県の対応	問題点
テーマ及び検討項目	テーマ（1）「防災計画と避難計画」	9）モニタリングポスト自体の自然災害対策はどうなっているのか。	
片桐顧問	1）ハードウエアだけ整ったから良いって事ではなく、実際に複数箇所が欠測になってモニタリング対応上そこに相当集中して線量率を測らなくちゃいけないような状況が生まれるんであれば、それをきちんと具体化できるように人海戦術含めて全体として作っていく必要がある。	1）耐震化は固定局24局についてはすべて実施済み。その他モニタリングポストは令和4年度にすべて完了予定である。 2）通信障害につきましては、モニタリングごとに地上系の光ファイバーを中心とした回線と衛星回線の2系統で対応している。	1）モニタリングポスト単独じゃなくて通信も含めたセット論で機能するかどうかという議論はすごく大事であり、検討する必要がある。 2）実際に複数箇所が欠測になった場合等、想定外事象が発生した場合にそれをきちんと具体化できるように人海戦術含めて全体として作っていく必要がある。
関谷顧問	1）ハードウエアがいろんな多重化して通信が途切れないようにしているとそれはそれでお金をかけてやってくってことで大事だと思うが、ハードウエアが整ったから良いってことではない。		
野口顧問	1）モニタリングポスト単独じゃなくて通信も含めたセット論で機能するかどうかという議論はすごく大事である。		
テーマ及び検討項目			
片桐顧問			
関谷顧問			
野口顧問			

島根県原子力安全顧問会議「避難対策小会議」における顧問の意見及び島根県の対応　（6/13）

顧　問	顧問の意見及び指摘事項	島根県の対応	問題点
テーマ及び検討項目	テーマ(2)「段階的避難と屋内退避」	1)屋内退避指示の実効性をどう評価しているのか。	
片桐顧問	1)第1回、第2回にも申し上げたとは思うのですが、やはり複合災害時のように住民がすでに被災している状況下でそもそもタイムリーに情報を受けることも難しくなるというふうに思われるので、平時の情報発信が大事であると思います。	1)UPZの住民の方においては全面緊急事態に至った場合は、まず自宅等で屋内退避していただく防護措置として考えている。 2)県内4市の住民1000人を対象としたアンケートでは指示に従うと回答したのは概ね6割である。原子力災害時4割程度の方が自主的な避難行動をとることを念頭に対応を考えている。	1)複合災害時のように住民がすでに被災している状況下でそもそもタイムリーに情報を受けることも難しくなるというふうに思われるので、平時の情報発信が大事であり、その情報発信の仕方についての研究・検討が必要である。 2)屋内退避指示に関する調査によると屋内退避の実施率は3割～4割でありり(島根県の想定は6割)6割～7割の方が自主的な避難行動をとると考えられる。 3)自家用車を使って自主的な避難(9割)という手法を認めてくると実効性の検証というやり方が違ってきて住民の動きを幾つかのパターンに分けてそれでも可能かっていうその実効性検証していかないと難しくなっていて、その実効性検証の研究、検討が必要である。
関谷顧問	1)屋内退避指示ですが、3つの調査、島根県内の調査2つと、あと福島原発事故の内閣府の調査を引用して6割程度というふうに見積もってるものですけども、内閣府の調査の方ですけどこれ私が調査したものでしてちょっと解釈が若干違います。屋内退避指示の情報を入手した住民が6割ぐらいです。その中で屋内退避をした人が6割ぐらいなので、全体の4割です。私別の調査もやっているんですけども、それだと屋内退避の実施率は3割ぐらいです。		
野口顧問	1)最近はやっぱり自家用車を使って自主的な避難という手法を認めてくると実効性の検証というやり方がきっと違うんですね。これはやっぱり住民の動きをどう見るかっていうその住民の動きを幾つかのパターンに分けてそれでも可能かっていうその実効性検証していかないと難しくなっているのだろうと思います。		
テーマ及び検討項目	テーマ(2)「段階的避難と屋内退避」	2)UPZ防護措置をまず屋内退避としている理由は何か。 放射性物質放出前の避難についてはどう考えているのか。	
片桐顧問	1)基本的な考え方としてこれはもう対応しないと無用な被ばくを生じるという原点がありますから、その部分の理解を深めていただく以外なくて平時のやっぱりきちんとした情報発信に尽きると思います。 2)放出前避難については、基本的な考え方をなぜそういう考え方に立っているのかということを住民にきちっと理解していただくことと、平時の情報を発信することに尽きると思います。	1)プルーム通過に対する低減効果があるのでUPZ内の住民の方についてはまずは屋内退避をしていただくことが重要だと考えている。 2)放射性物質の放出前の避難については原発の状況を把握をしている国の方で避難の指示がされるということを想定している。	1)基本的に無用な被ばくを生じるという原点があるから、その部分の理解を深めてもらう以外なくて平時のやっぱりきちんとした情報発信に尽きる。また放出前避難については基本的な考え方をなぜそういう考え方に立っているのかということを住民にきちっと理解して頂くことと、平時の情報発信に尽きる。2)屋内退避を徹底するためには県も細かなことを考えなきゃいけなくて例えば屋内退避するとすると、どれくらい屋内にいるということを前提に考えるのか、その時に食料備蓄とか食べ物とか、もっというと持病を持っている人たちって本当に屋内退避でいいのか。等への具体的な対応策の検討が必要である。
関谷顧問	1)屋内退避については、やっぱり屋内退避の場合複合災害があった時、地震が同時発生した場合って言うのは地震の揺れでとてもじゃないけれども屋内にとどまることっていうのが非常に難しいです。そこの部分も少し考慮する必要があるかなと思いました。		
野口顧問	1)屋内退避を徹底するためにはやっぱり県も細かなことを考えなきゃいけなくて例えば屋内退避するとすると、どれくらい屋内にいるということを前提に考えるのか、その時に食料備蓄とか食べ物とかもっというと持病を持っている人たちって本当に屋内退避でいいのか。新生児等持っている方も本当に皆さんと一緒でいいのかっていうところは細かに対応してあげないといけないと思います。		

島根県原子力安全顧問会議「避難対策小会議」における顧問の意見及び島根県の対応　（7/13）

顧　問	顧問の意見及び指摘事項	島根県の対応	問題点
テーマ及び検討項目	テーマ(2)「段階的避難と屋内退避」	3)原子力災害時の避難における渋滞対策はどうなっているのか。	
片桐顧問	1)避難に関しては、いろいろな取り組みをされていてかなり細かくやられているので今やられている方向で、なおかつそれが実際に事に臨んだときに生きるように、やっぱり住民の方にはきちんと伝えて理解をしていただく事が重要かなと思います。 2)平時情報発信と緊急時の情報発信両方が大事である。	1)渋滞対策として基本的に段階的避難(PAZ(5km圏内)を先行避難、その後にUPZ(5km～30km圏内)が避難)計画としている。 2)対策としては避難時間の推計を実施している。また段階的避難については事前広報を行っている。 3)避難ルートの設定については複数のルートを設定している。	1)避難に関しては、いろいろな取り組みが計画されているが、それが実際に事に臨んだ時に生きるようにやっぱり住民の方にはきちんと伝えて理解をしてもらうことが重要である。平時情報発信と緊急時の情報発信両方が大事である。 2)段階的避難については、恐らく最後の方に移動する人たちが自分たちが待っていても大丈夫だということを確信してもらうための情報の発信の仕方がすごく大事であり、そこはこまめにやらないといけない。ただこれは研究が必要である。単に段階的にやってくださいと言っても、きっと無理である。
関谷顧問	―		
野口顧問	1)段階的避難については、恐らく最後の方に移動する人たちが自分たちが待っていても大丈夫だということを確信してもらうための情報の発信の仕方がすごく大事ですね。そこはこまめにやらないといけない。これは研究が必要ですね。単に段階的にやってくださいと言っても、きっと無理ですね。		
テーマ及び検討項目	テーマ(2)「段階的避難と屋内退避」	4)避難方法の事前周知はされているのか。 またその効果をどう評価しているのか。	
片桐顧問	1)上記の検討項目3)と同じ。	1)避難方法の周知については下記事項を実施している。 (1)広報誌「アトムの広場」の配布。 (2)一般の方が参加する住民学習会及び原子力施設見学会を開催。 (3)原子力防災訓練の実施。 (4)防災訓練でのバス避難の経験。	1)効果的な情報発信というのは、住民が不安に思っていること、知りたいと思っていることに対する回答をちゃんと情報発信の中に入れておくことである。そうすると回答を作る前に、今、県民の方が何を不安に思って、何を知りたがっているのかということを行政として、いかに知っておくかっていうことがすごく大事である。それに対する答えをちゃんと踏まえた情報発信しないと、県が伝えたいことだけ伝えても駄目であり、その具体的な対応策の検討を行う必要がある。
関谷顧問	―		
野口顧問	1)効果的な情報発信というのは、住民の方が不安に思っていること、知りたいと思っていることに対する回答をちゃんと情報発信の中に入れておくことなんですよね。そうすると回答を作る前に、今、県民の方が何を不安に思って、何を知りたがっているのかということを行政として、いかに知っておくかっていうことがすごく大事だと思います。それに対する答えをちゃんと踏まえた情報発信をしないと、県が伝えたいことだけ伝えても恐らく駄目ですねっていうのが1		

島根県原子力安全顧問会議「避難対策小会議」における顧問の意見及び島根県の対応　(8/13)

顧　問	顧問の意見及び指摘事項	島根県の対応	問題点
テーマ及び検討項目	テーマ(2)「段階的避難と屋内退避」	5)避難退域時検査体制及び検査手順はどうなっているのか。	
片桐顧問	1)先ほどあったような自主避難をしてしまう人が避難退域時検査場を通らないケース等どんなことが対応として求められるかっていうことを考えておく必要がある。 2)長期間にわたる対応が必要となるが、応援体制も含め本当に実際問題として動けるかどうかっていうことを確認をしておく必要がある。	1)県の検査体制は県の職員＋事業者である。施設敷地緊急事態から人の動員を始め、会場14箇所の方に向かい、全面緊急事態になった時から設営を始める。放射性物質放出後の避難のところまでには、しっかり体制を整える計画で準備をしている。 2)事前のすり抜けについては、検査の意味及び位置付けというところを説明し周知する必要があると思っている。やはり避難先の方の不安の払拭という意味でもしっかり周知したいと考えている。	1)先ほどあったような自主避難をしてしまう人が避難退域時検査場を通らないケース等どんなことが対応として求められるかっていうことを考えておく必要があり、その具体的な対応策の検討が必要である。 2)長期間にわたる対応が必要となるが、応援体制も含め本当に実際問題として動けるかどうかっていうことを訓練を通じて確認しておく必要がある。 3)まずは退域時検査って何か。車両検査、代表者検査があるっていうふうなスキームをまず理解してもらうのが非常に重要である。また、今、島根県の準備状況がどういう状況にあるかっていうのは県民に伝える必要がある。
関谷顧問	1)まずは退域時検査って何か。車両検査、代表者検査があるっていうふうなスキームをまず理解してもらうのが非常に重要である。 2)今、島根県の準備状況がどういう状況にあるかっていうのは県民に伝える必要がある。		
野口顧問	1)片桐顧問が言われたすり抜けですね。意外と準備の前にそこを抜けてしまう人もいるかもしれない。特に渋滞が見えているようだと避けるだろうと思います。 2)そうすると何のために検査やってるかっていうこともちゃんと事前に教えなきゃいけなくて自分の安全のためだけではなくて避難先の不安を払拭すると。ひいては島根県から逃げてきた人たちが不当な扱いを受けないために、実は問題であるということを教える必要がある。		
テーマ及び検討項目	テーマ(2)「段階的避難と屋内退避」	6)避難退域時検査の実施によって避難時の渋滞がより悪化するのではないか。	
片桐顧問	―	・一斉避難等を考えた場合多数の車両の集中ということで、相当程度の渋滞というものを考えないといけないというふうには思っている。 避難する車の台数試算は、概ね今、2人で1台で島根県内のUPZにお住いの方が約38万人で、19万台と。その内の半数が初日に集中するとし、約95，000台を前提条件として資機材整備を考えている。	1)一斉避難等を考えた場合多数の車両の集中により相当程度の渋滞が予想されるので、退域時検査は、迅速に早く避難を、避難と検査の迅速性を重視するっていうことをきちんと伝えないと、車両検査、代表者検査っていうのは、なかなか理解してもらいにくいところなので、これをきちっと説明する必要がある。
関谷顧問	1)退域時検査は、迅速に早く避難を、避難と検査の迅速性を重視するっていうことをきちんと伝えないと、車両検査、代表者検査っていうのは、なかなか理解してもらいにくいところなので、これをきちっと説明する必要がある。		
野口顧問	―		

・38万人×1/2
(2人/台)
19万台

初日
19×1/2

島根県原子力安全顧問会議「避難対策小会議」における顧問の意見及び島根県の対応　（9/13）

顧　問	顧問の意見及び指摘事項	島根県の対応	問題点
テーマ及び検討項目	テーマ(3)「避難行動要支援者の避難対策」	1)避難行動を要支援者が安全に避難できるようどのような対策をとっているのか。	
片桐顧問	1)福島事故の時には、原子力災害医療の関係病院も被災し、病院の関係者、家族も被災しているという状況に置かれたわけですので、原子力災害対策の医療関係者の体制についてもかなり厳しい状況に置かれるということは、やっぱり頭に置いておく必要がある。	・福島事故の教訓を踏まえて、避難行動要支援者については基本的に避難先、避難手段、こういったものが適切なものが確保されて、安全に避難できる準備が整ってから避難すると、こういった考え方に立っている。 施設の種類は、1)病院・有床診療所の入院患者、2)社会福祉施設の入所者、3)在宅の避難行動要支援者。	1)福島事故の時には、原子力災害医療の関係病院も被災し病院の関係者、家族も被災しているという状況に置かれたので、原子力災害対策の医療関係者の体制についてもかなり厳しい状況に置かれるということは、やっぱり頭に置いておく必要がある。 2)病院の場合、逃げられない場合は屋内退避となっているが、その後大切なことは(1)屋内退避を続けられるための生活支援を具体的にどうやってやるかということ。(2)避難できないという精神的な不安を払拭するためにどのような情報提供等を行うのか。これらは事前に考えておく必要があり、その具体的な対応策の検討が必要である。
関谷顧問	―		
野口顧問	1)特に病院の場合、逃げられない場合は屋内退避ってことになってますが、その後大切なことが2つあって、1つは屋内退避を続けられるための生活支援を具体的にどうやってやるかってという、そのロジの継続の話が1個ですね。もう1つはやっぱりどうしても避難しなきゃいけないのに避難できないという精神的な不安を払拭するために、どういうふうな情報提供等を行うかっていうことは、これ事前に考えておく必要があると思います。		
テーマ及び検討項目	テーマ(3)「避難行動要支援者の避難対策」	2)発災時、個々の避難行動要支援者の情報を適切に把握できるのか。	
片桐顧問	1)情報に関していうと災害対応の状況が厳しい中で関係する連絡先との情報の共有の仕組みが上手く機能するかどうかというところを日常的とは言いませんけど定期的な観点でちょっと頭に置いて難しさを体感しておくということも大切かなと思います。	・人数等の把握は、病院及び社会福祉施設に関しては、平成27年度に実態調査を実施し、これによりどのぐらいの人数がいるか、それから車両がどれぐらいあるか把握をしている。在宅の避難行動要支援者については、災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿が作成されている。　各顧問の方から様々な大変貴重なご意見を頂きありがとうございます。参考にさせて頂いき今後対応を考えて行きたいと思います。	1)情報に関していうと災害対応の状況が厳しい中で関係する連絡先との情報の共有の仕組みが上手く機能するかどうかというところを定期的な観点でちょっと頭に置いて難しさを体感しておくことも大事である。 2)事前に準備し情報発信しようとするというふうな計画を立てるのは重要だと思うが、Bプランというか上手くいかない時、またバックアップとしてそういった判断ができない時にどうするのか、その具体的な対応策の検討が必要である。
関谷顧問	1)今まで過去の災害で要支援者の対応がすべからく情報を適切に把握して要支援者の避難が適切に行われた事例っていうのはそう多くないんです。事前に準備し情報発信しようとするというふうな計画を立てるのは重要だとは思いますが、Bプランというか、うまくいかない時、またバックアップとしてそういった判断ができない時にどうするのかみたいなことも併せて考える必要がある。		
野口顧問	1)今までは要支援者の避難対策ってところの議論をやられているのですが、私が心配しているのは支援者の安全ですね。人を逃がすことを優先してやっていらっしゃる方の安全を最終的にどう担保するかっていうことが意外と抜けるんです。自己責任でなく社会としてそういうことの目配せができているルールは必要だと思います。		

島根県原子力安全顧問会議「避難対策小会議」における顧問の意見及び島根県の対応　（10/13）

顧　問	顧問の意見及び指摘事項	島根県の対応	問題点
テーマ及び検討項目	テーマ(3)「避難行動要支援者の避難対策」	3)避難に必要なバス・福祉車両の必要台数は確保されているのか。	
片桐顧問	1)検討項目3)・4)は、野口顧問がおっしゃたとおりである。	・原子力災害時の避難に使用する車両の多くは自家用車(約9割)での避難と考えている。(住民の10%がバスによる一時移転という想定)　・バスの台数の確保については、中国5県のバス協会と、原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送に関する協定書を締結している。福祉タクシーについても中国5県のタクシー協会と協定書を締結している。　・不測の事態等があり、確保している輸送能力で対応できない場合については、国の方と調整を行って実動組織(自衛隊、海上保安庁、警察、消防)に支援を要請して輸送手段を確保する計画である。	1)検討項目3)、4)と併せて考えると、この中身に書いてあったように、可能な限り県の業務に協力して頂くと書いてあるが、その可能な限りの可能性をどうやって広めていくかということがすごく重要でありその具体的な対応策の検討が必要である。これからの「検討課題」である。
関谷顧問	1)新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた防護措置の実施ガイドラインに基づけば多分車両が足りないんではないかと思います。倍必要なんじゃないかというふうに思います。		
野口顧問	1)検討項目3)・4)と併せて考えると、この中身に書いてあったように可能な限り県の業務に協力していただくと書いてあるんですけど、その可能な限りの可能性をどうやって広めていくかっていうことがすごく重要なんでしょうね。これからの検討課題だろうというふうに思っています。		
テーマ及び検討項目	テーマ(3)「避難行動要支援者の避難対策」	4)発災時、バス・福祉車両による避難者輸送が実施できる体制になっているのか。	
片桐顧問	1)実際にそういった考えで整理してたにもかかわらず、車両が確保できない、あと状況もかなり悪化してるというようなことも当然考えられるので実動機関(自衛隊・海上保安庁・警察・消防)とどう連携をして一つの形を作っていく必要がある。	・原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書及び福祉タクシーによる協定書を結んでいて、それぞれ避難住民、それから避難行動、避難が必要な要支援者の方の輸送業務に協力頂くことを規定の中で謳っている。実際の要請を受けた会員等につきましては県の必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものと記している。	1)バスを使った避難の場合は2つの問題点がある。(1)予定通り多量のバスが確保されたとし、これだけ多量なバスをスムーズに運行させるための運行技術が必要であり、これはシミュレーションとか訓練でやるのは大変である。(2)逆に集まらなかった時、もしくは線量が大きくなった時には、警察、自衛隊という別の機関への依頼となるが、その切り替え時期の判断が難しい。
関谷顧問	―		
野口顧問	1)こういうバスを使った避難の場合は2つの問題点があって、1つは予定通り多量のバスが確保されたとし、これだけ多量なバスをスムーズに運行させるための運行技術、これはシミュレーションとか訓練っていうのは結構大変だろうなというふうに思っています。それから逆に集まらなかった時、もしくは線量が大きくなった時には、警察、自衛隊という別の機関への依頼という恰好になってくるんですが、その切り替え時期をどうするのかというこの切り替えの判断って実は結構難しいんだろうと思います。		

島根県原子力安全顧問会議「避難対策小会議」における顧問の意見及び島根県の対応　（11/13）			
顧　問	顧問の意見及び指摘事項	島根県の対応	問題点
テーマ及び検討項目	テーマ(3)「避難行動要支援者の避難対策」	5)バス・福祉車両の運転手等の安全確保対策はどのようになっているのか。	
片桐顧問	1)被ばく線量の限度として1ミリシーベルトとしているが、ただOIL1の時は500マイクロシーベルト/hですので当然超える場合も出てくるわけでそれを超える可能性がある場合というのは基本的にはバス事業者の避難ではなくて自衛隊による避難を考えるっていうふうに理解すればいいんでしょうか。（OIL1では約2時間で基準の1ミリシーベルトを超える）	・そういったところについては、実動組織(自衛隊・海上保安庁・警察・消防)というところを念頭ににおいてございます。いただいたところを踏まえましてしっかり整理をしていきたいというふうに思います。	1)被ばく線量の限度として1ミリシーベルトとしているが、ただOIL1の時は500マイクロシーベルト/hであり当然超える場合も出てくるわけで、それを超える可能性がある場合は、基本的にはバス事業者の避難ではなくて自衛隊による避難となる。問題は、避難がバス事業者から自衛隊に切り替わる場合、誰がどの時点でどのような判断に基づき実施するのか確認する必要がある。
関谷顧問	―		
野口顧問	1)バス事業者の安全確保に関して1個だけ心配なのは、帳簿で管理ですかという点でこういうふうにリアルでどんどん動いてくるものに対して帳簿管理ですか、と。これもちょっとさすがにこれから考えなきゃいけない問題だと思います。今後の検討課題としてはあるような気がします。		
テーマ及び検討項目			
片桐顧問			
関谷顧問			
野口顧問			

島根県原子力安全顧問会議「避難対策小会議」における顧問の意見及び島根県の対応　（12/13）

顧　問	顧問の意見及び指摘事項	島根県の対応	問題点
テーマ及び検討項目	テーマ(4)「複合災害時の対応」	1)地震による避難ルートの損傷等に対してどのような対策をとっているのか。	
片桐顧問	1)複合災害時の緊急時対応全体としてどう考えるのか、危機管理対応としてどう考えるのかっていうことを、やっぱり情報は断定的にしか入ってこないし、状況も考えているより非常に複雑な状況に置かれる可能があることを、やっぱり前提として全体の整理がされてないといけないのかなと思います。	・避難ルートの設定は、道路規格がが高い、それから被害を受けにくい幹線道路を中心に避難ルートを設定している。 ・地震により避難ルートが使用できない場合に備えて避難方面別にあらかじめ複数の避難ルートを設定している。 ・島根県避難ルートマップを4月から運用している。(通行不能箇所の表示、新たに設定したルートの周知等)	1)複合災害時の緊急時対応全体としてどう考えるのか、危機管理対応としてどう考えるのかっていうことを、やっぱり情報は断定的にしか入ってこないし、状況も考えているより非常に複雑な状況に置かれる可能性があることを前提として全体の整理を行う必要がある。また、その具体的な対応策の検討が必要である。 2)橋梁のことが強調されているが、島根県、特に松江市近辺の状況を考えると、液状化の危険性が高い。(液状化による道路の損傷) 3)松江市内の中小橋梁は全体的に耐震性が低いので、落橋も含め大きな損傷が多発し、避難のネックになる可能性が高い。
関谷顧問	1)橋梁のことが強調されてるように思いますけれども、島根県、特に松江市近辺の状況を考えれば一番考えなきゃいけないのは、液状化なんだろうと思います。(液状化による道路の損傷)		
野口顧問	1)特に地震なんかで結構心配しているのは自分の住宅地の周辺の道路ですよね。それが使えなくなってしまうと、まずもともと逃げられない状況が出てくるんですよね。道路のハード的な損傷以外にも、物理的に移動できないというソフトというか環境まで含めた状況設定が必要なんじゃないかと思っています。		
テーマ及び検討項目	テーマ(4)「複合災害時の対応」	2)原子力災害との複合災害が発生した場合の避難対策はどうなっているのか。	
片桐顧問	1)今の順番からするとルートの確保とかそういうものをやっていくと同時にその実効的な組織のあり方というのを検討して確認をしていくっていうことがやっぱり優先順位が高いんじゃないかなと私は感じておりました。複合災害自体この2項目だけですべて片付けるわけではないと思いますんで、いろんな状況も悪い状況を頭に入れながら関係者が議論していくっていうことはやっぱり必要かなというふうに考えています。	・原子力災害に伴う避難或いは屋内退避の指示が出ている際に自然災害が重なった場合の対応は下記とする。1)地震と原子力災害ということで屋内退避指示が出ているという状態の中で地震による家屋の倒壊の恐れがある場合は近隣の指定避難所等へ避難する。 2)原子力災害で避難や一時移転の指示が出てるという状況の中で、台風、大雪等によって外出することで命に危険が及ぶというような場合であればこれは無理な避難をしないで屋内退避の方を優先する。	1)自然防災と原子力防災が重なった時に、まだ原子力防災の基本的な原則を守ることを優先しようとするのはおかしいのではないか。やっぱり何が一番県民にとっての安全性が高まるかっていうことを議論するという仕組みを作るのが、この複合災害と原子力災害を一緒に考えるということの、恐らく今一番できていないとこであり、問題である。
関谷顧問	1)地震と原子力災害で屋内退避が難しい場合は、指定避難所に避難しそこで屋内退避を行うってあるんですけれども、その段階で原子力による屋内退避をしないといけないという状況だったら、多分普通に考えれば近くの指定避難所に行くんじゃなくて、多分広域に自主的に避難するだろうと思います。なので、現実的な実効性の面ではどれくらい効果があるのかというのは結構疑問に思います。		
野口顧問	1)自然防災と原子力防災が重なったときに、まだ原子力防災の基本的な原則を守ることを優先しようとしているのは本当ですかっていう気がします。やっぱり何が一番県民の方にとっての安全性が高まるかっていうことを議論するという仕組みを作のが、この複合災害と原子力災害を一緒に考えるということの、恐らく今一番できていないとこだと思いますけど。		

島根県原子力安全顧問会議「避難対策小会議」における顧問の意見及び島根県の対応　（13/13）

顧　問	顧問の意見及び指摘事項	島根県の対応	問題点
テーマ及び検討項目	テーマ(5)「安定ヨウ素剤」	1)安定ヨウ素剤の配布状況や配布体制はどうなっているのか	
片桐顧問	―	・早期の避難が必要なPAZ住民については安定ヨウ素剤の事前配布を行っている。 配布状況(令和2年12月末現在)「PAZ」:対象人数9,050人、配布人数5912人(40歳未満)対象人数2,726人、配布人数1,656人 「UPZ」:基本的には緊急配布。 緊急配布のタイミングはPAZにおいては施設敷地緊急事態となった時点で配布を開始する。UPZにおいては施設敷地緊急事態となった時点から準備を進め体制が整い次第、配布を開始する。	1)安定ヨウ素剤の存在を知らない人もいるので、安定ヨウ素剤の配布状況や配布体制について住民が理解できるようなガイドブックの作成、配布を実施すべきである。
関谷顧問	―		
野口顧問	―		
テーマ及び検討項目	テーマ(5)「安定ヨウ素剤」	2)安定ヨウ素剤の服用指示はいつどのように伝達するのか。	
片桐顧問	1)基本的には規制委員会が今の施設からの放出の状況等を踏まえると全面緊急事態に至った時点で直ちにではなく、そのプラントの状況も踏まえながらこの指示、服用する必要があるよ、ということを出してくるというふうにこっちは理解しています。災害対策本部が服用の必要があると言った時、それが県から市町村に伝わって住民に伝わるんだというところを成立し得るように手順の明確化ということを考えていただきたい。	・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で直ちに国、県または市から避難と安定ヨウ素剤の服用について指示が出されるのでこの指示に従い服用する。 UPZにおいては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に避難や一時移転等の判断が行われ、これに合わせて配布服用について、原子力規制委員会が必要であると判断すれば、国、県、市から出される指示に従って服用する。なお、服用の指示については、様々な手段を用いて周知をしていく。	1)不安の払拭とか正しい運用というものを、どういう手段で県民の方に伝えて、もしくは県民の方の不安や質問を解消できる対策を検討する必要がある。 2)災害対策本部が服用の必要があると言った時、それが県から市に伝わって住民に伝わるんだというところを成立し得るように手順の明確化ということを具体的な対応策も含めて検討する必要がある。
関谷顧問	1)避難をする県民にとってヨウ素剤を飲む必要があるのかないのか、配布は受けられないのかっていうことを、すごく不安のまま過ごすっていうのは福島事故の後を見れば容易に想像できるわけです。なのでその県民の理解というか不安っていうところが大きなポイントなのかなというふうに私は思っています。		
野口顧問	1)不安の払拭とか正しい運用というものを、どういう手段で県民の方に伝えてもしくは、県民の方の不安や質問を解消できる対策をとるというのはやっぱり研究課題ですね。 2)その地域、地域にそういうことを指導してくれる人を作ってて、不安になったらその人に聞くっていうような状況を作らないと、県が県民一人、一人に対応するのは難しいのではないか。		